

広域化する市町村とこれからの住民自治 のあり方に関する研究報告書

概 要 版

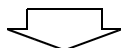
平成 1 4 年 3 月

市町村行財政研究調査会ワーキング

1 研究の背景と趣旨

(1) 背景と趣旨

本格的な地方分権時代を迎え、それにふさわしい市町村のあり方に関する論議の進展



市町村合併に関する論議の活発化
「合併により住民と行政との距離が遠くなるのではないか」との懸念



市町村における住民自治の充実とコミュニティ・ガバナンスの確立の重要性を指摘
地域の視点から、合併に関する懸念への対応策を提言

(2) 地域自主組織に注目した検討

検討に当たっては、自治会を主たる題材としつつ、各種ボランティア団体等も視野に入れる

2 地域社会の住民自治と地域自主組織

(1) 地域自主組織が果たしてきた役割

市町村の事務事業への協力や、地域施設の管理受託
環境美化や伝統祭事などの独自の公共的な活動 など

(2) 住民自治の充実のために地域自主組織に期待される役割

公共サービスの提供
・ 多様性やきめ細かさが求められる公共サービスを提供
住民の意見の反映
・ 地域住民の意見を幅広く汲み取り、集約・表明
パブリックな活動の分任
・ 住民が地域の課題に対して主体的に関わっていく環境や機会を提供

(3) わが国の自治会等が抱える課題

組織面

- ・ 人的・財政的な能力が十分でない
- ・ 世帯主中心の活動
- ・ 閉鎖的な組織の自治会等の存在

運営面

- ・ 役員の高齢化など
- ・ 地域住民が参加しにくい運営形態

3 府内の自治会等の現状

(1) 現状の把握手法

自治会等の活動や組織実態を把握するため、実態調査・アンケートを実施

(2) 府内の自治会等の類型

類型1 人口が減少し、高齢化が進む地域の自治会等

- ・ 旧村以来の集落で若年層の流出等のため過疎となっている地域など
- ・ 自治会等の加入率は高く、地域の諸問題を自主的に解決していこうとする伝統が強い。高齢化等のため構成員は減少傾向
- ・ 行政との関わりは密接。住民に地域を維持しているという自負が強い

類型2 人口の流入流出が安定期にあり、家族構成や生活実態に均一性が見られる地域の自治会等

- ・ 大規模団地等で年齢層等が比較的均質な世代が入居している地域など
- ・ これまでは自治会活動は活発ではなかったが、世代の成熟が進むにつれて、地域の結びつきに対する再評価が広がる
- ・ 行政との関わりは、地域により様々である。

類型3 人口の流動性が比較的高く、新旧住民の混在する地域の自治会等

- ・ 新たな団地開発等により、古くからの集落地域への人口流入が起こっている地域など
- ・ 自治会とは別の新たな団体やグループを組織している例もある
- ・ 新住民のニーズを満たすため、新たな行政と住民の関係の構築を迫られている地域も多い

(3) 充実した活動を行っている自治会等の特徴

初期段階では、行政が住民に対して積極的に問題提起をし、住民の意識を喚起している例が多い

地域での危機的状況の発生や、大きな環境変動を契機として、地域住民の積極的活動が発展することが多い

あまり活発な地域活動が見られない地域でも、住民主体の地域活動が展開される素地は相当程度まで整ってきていると思われる

4 広域化する市町村と住民自治のあり方

(1) 市町村合併に伴う懸念と地域自主組織

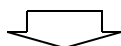
「合併により住民と行政との距離が遠くなるのではないか」との懸念への対応

対応1: 行政側からのアプローチ

- ・支所・出張所の設置
 - ・地域審議会の活用
 - ・行政手続の電子化
- など

対応2: 地域自主組織を基礎としたアプローチ

- ・地域自主組織を基礎として、地域の住民が市町村合併に伴う懸念や課題に主体的に関わる仕組みを構築



地域の公共的課題について、住民と行政が適切な役割分担で対応する「コミュニティ・ガバナンス」の確立

- ・行政が今後とも担うべき役割と住民が主体的に担うことができる役割を十分論議
- ・その上で、地域自主組織が中心となって、住民が担うべき地域の公共的課題に取り組む

(2) 類型別に見た地域自主組織のあり方

自治会等の類型別に、地域の特徴や合併に伴う影響、住民自治の方向性や対応方策を提示<別紙参照>

5 地域自主組織の発展と自治制度

(1) 地域の視点から発想する自治制度

道州制や都道府県・市町村関係の見直しなど、国の視点からの自治制度の見直し論議(第27次地方制度調査会等)と並行して、地域の視点から発想する、住民自治の充実のための自治制度が求められる

そのため、地域自主組織に公共的な活動のために必要な自治権能を付与するとともに、公共的な活動主体にふさわしい組織や運営を確保する制度を整備することを提言する

(2) 地域自主組織への権能付与のイメージ

法律で大枠を定め、具体的には市町村が条例で規定する
付与する権能は、法令に反しない範囲において条例で定める
地域自主組織は、市町村の事務の一部の委託を受けることができる
市町村の職員を地域自主組織の事務に従事させることができる
など

(3) 今後のさらなる検討の必要性

次のような課題について、今後さらに法制度面からの検討が必要
地域におけるコンセンサスを形成する仕組み(議会との関係など)
地域自主組織の組織と行政の関与
行政手続や争訟上の位置付け
地域自主組織ごとの多様性の確保
など